

令和 8 年 4 月 1 日申請分から水道利用加入金を改定します。

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、水道利用加入金については、現在の資産状況を算出基準とする再計算の結果、いずれの口径においても現行の設定額を上回っていることから、適正な額に改定いたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課給水担当

電話 049-283-1954

水道利用加入金について

水道利用加入金は、水道を新しくひく場合や水道のメーター口径を大きくする場合に、口径に応じた額をご負担いただく制度です。水道企業団では、これまで多額の費用をかけて水道施設を整備し、今後も更新、拡充等を行っていきます。それらの財源は、現在、水道を利用している方からお支払いいただく水道料金によって賄われますが、水道を新しくひく方や水道のメーター口径を大きくする方におかれましても、財源の一部を水道利用加入金としてご負担いただくことが本制度の目的です。

水道利用加入金の額

水道利用加入金の額（税込）			
メーター口径		改定前 （令和 8 年 3 月申請分まで）	改定後 （令和 8 年 4 月申請受付分から）
羽根車式	電磁式	（1 給水装置につき）	（1 給水装置につき）
13 mm	—	110,000 円	132,000 円
20 mm	—	231,000 円	275,000 円
25 mm	—	440,000 円	528,000 円
40 mm	—	1,430,000 円	1,716,000 円
50 mm	—	2,220,000 円	2,640,000 円
75 mm	—	5,390,000 円	6,490,000 円
100 mm	50 mm	9,240,000 円	11,110,000 円
150 mm	75 mm	19,580,000 円	23,540,000 円

口径変更の取扱い

口径変更については新旧口径の差額とし、既納の加入金については還付いたしません。
なお、改定後の差額計算において、旧口径の水道利用加入金の額には、改定後の額を適用します。

口径変更の場合における計算例（改定後）

既に 13 mm のメーターを取り付けていて、20 mm のメーターに増径する場合
20 mm の水道利用加入金 275,000 円 - 13 mm の水道利用加入金 132,000 円
= 143,000 円

※水道利用加入金につきましては、給水方式などの条件により特殊な取扱いもございます。
詳しくは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水課窓口までお問い合わせください。